⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成17年度以降に、以下に掲げる３つの業務に関して、完了した実績を有すること。ただし、３つの業務完了実績については、同一業務である必要はない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下②において同じ。）が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

・河川内における既設道路橋の架替え検討業務

・都市高速道路（道路構造令における道路の区分：第２種）新設橋の設計業務

・河川の水理解析に関する業務

②　予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術資格　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

ロ　業務実績　平成17年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務　河川内における既設道路橋の架替え検討業務

類似業務　河川内における新設道路橋の検討業務

ハ　手持ち業務量　平成27年５月15日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が４億円未満かつ件数が10件未満であること。

３　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格

②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績

③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量

④　予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験

⑤　予定管理技術者の当社での業務成績

⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①　ヒアリング対象者

イ　予定管理技術者及び予定担当技術者

②　評価項目

イ　専門技術力の確認

ロ　業務への取組姿勢

ハ　質問に対する応答性

４　手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社　神奈川建設局　総務・経理課　〒221―0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安１－２－４　オルトヨコハマ・ビジネスセンター３Ｆ　ＴＥＬ045―439―0706　ＦＡＸ045―439―0771

⑵　現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成27年４月15日（水）から平成27年４月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から15時まで（12時から13時までの時間を除いた時間）

②　方法　下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告）（http://www.shutoko.co.jp/business/bid）

③　交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶　参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

①　受領期限　平成27年４月15日（水）から平成27年４月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から15時まで（12時から13時までの時間を除いた時間）

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　提出期間に必着で持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便による。

④　提出方法　参加表明書１部（現場説明書様式第１を使用すること。）及び参加資格確認資料２部（技術提案書作成要領様式-１～様式-４を使用すること。）

⑷　上記２の競争参加資格を確認し、平成27年５月15日（金）にその結果を書面にて通知する。技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出要請を受けた者のみ技術提案書等を提出できるものとする。

⑸　技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

①　提出期間　平成27年５月15日（金）から平成27年６月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から15時まで（12時から13時までの時間を除いた時間）

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　提出期間に必着で持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便による。

④　提出資料　技術提案書及び見積書の提出について１部（現場説明書様式第２を使用すること。）、技術提案書３部（技術提案書作成要領様式-５～様式-10を使用すること。）及び見積書１部（現場説明書様式第７を使用すること。）

⑹　資料の閲覧　技術提案書の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。

①　資料名　高速大師橋更新構造他検討

②　閲覧場所　首都高速道路株式会社建設事業部構造設計室（担当：峯村・徳永）　ＴＥＬ03―3539―9557

③　閲覧時期　休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く、技術提案書の提出期限の前日までの各日10時から16時まで（ただし、12時から13時の間を除く。）

④　注意事項　閲覧に当たっては、必ず上記②閲覧場所に示す担当者に事前連絡を行い予約すること。

⑺　見積書開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書の作成要否　要

⑶　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑷　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書等の提出を要請された場合であっても、技術提案書等を提出するためには、技術提案書等の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　技術提案書のヒアリングを行う。

⑹　詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。